

令和3年第2回町議会定例会会議の経過 (6月14日)

- 議長 ただいまから本日の会議を開きます。
- (午前9時00分)
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第36号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第36号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和3年6月11日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議長 保険健康課長。
- 保険健康課長 それでは、議案第36号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
- 2枚目をお開きください。
- 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
- 山北町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。
- 初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行により、国民健康保険税の軽減判定基準の見直し、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備及び譲渡所得に係る国民健康保険税の課税特例規定の整備を行うものでございます。
- 内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。
- 新旧対照表を御覧ください。
- 第2条につきましては、これまで第1項で一まとめに定義されていた項目

を細分化するもので、基礎課税額に係る定義を第1号に、後期高齢者支援金等課税額に係る定義を第2号に、介護納付金課税額に係る定義を第3号にそれぞれ分けるものでございます。

2ページ目を御覧ください。

これに伴いまして、同条第2項では、前項の後に第1号を、第3項では第1項の後に第2号を追加し、第4項では第1項の後に第3号を追加し、介護納付金課税被保険者の後の括弧書きの部分を削除するものです。

3ページ目を御覧ください。

第5条の2、第1号は第2条第1項第1号を整備した際に、国民健康保険法の法律番号が記述されたことに伴い、ここでの記載を削除するものです。

続きまして、第15条第1項第1号は、保険税の7割軽減について規定されたものですが、4ページ目をおめくりください。今回の改正では軽減の対象となる合計所得金額33万円を43万円に改めます。

ただし、このままでは軽減判定所得金額は所得額が引上げとなり被保険者にとって不利益が生じることになりますので、この改正による不利益を生じさせないための軽減判定に係る所得の計算方法を43万円以降に括弧書きで追記したものでございます。

続きまして、5ページ目の下段を御覧ください。

同条同項第2号は、保険税の5割軽減について規定されたものですが、6ページ目をおめくりください。第1号と同様の改正をするものです。

7ページ目の中段を御覧ください。

同条同項第3号は、保険税の2割軽減について規定されたもので、第1号、第2号と同様の改正をするものです。

続きまして、8ページ目の下段を御覧ください。

附則第2項は、公的年金等に係る課税の特例を規定したものです。第15条に係る軽減判定基準の見直しに合わせて整理するもので、9ページ目を御覧ください。軽減判定に係る所得の計算方法を第15条に記述したことに伴い、総所得金額の後に「及び山林所得金額」を追加し、句読点を削除し、括弧書きの後に「及び山林所得金額」と、「100万円」とあるのは「125万円」を加えるものです。

第4項は、長期譲渡所得に係る課税の特例を規定したのですが、法の改正に伴い、第35条の2第1項の後に「、第35条の3第1項」を加えます。

10ページ目をおめくりください。

第5項は、短期譲渡所得に係る課税の特例を規定したのですが、前項と同様に、第35条の2第1項の後に「、第35条の3第1項」を加えます。

それでは、議案にお戻りください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第2項、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第36号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 今回のこの改正に伴って、改正で該当者というのは町民の中でどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 令和3年度につきましては、7割軽減については330世帯、5割軽減については221世帯、2割軽減については192世帯ということでございます。ちなみに、令和2年度が全部で725世帯だったのが、令和3年度は743世帯ということで見込んでおりまして、18世帯増になると予想されます。

議 長 富田陽子議員。

12番 富田 そうなりますと、国民健康保険の予算というか、そういう全体の規模というのも変わってくるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 軽減額としましては、トータルで今約160万円ほど増額になるというふうに見込んでおります。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第36号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第36号は原案どおり、可決されました。

日程第2、議案第37号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第37号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における減免の対象となる保険料の期間の見直し及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第37号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例。

山北町介護保険条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等において、保険料の減免の対象となる期間を見直すとともに、上位法の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る定義を見直すものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

第6条第1項第6号アでございます。法改正に伴い、「当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」の後に、「附則第8条第1項第2号イを除き、」を追加するものです。

2ページをおめくりください。

附則第8条第1項では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に期間を改めるもので、同条同項第1号においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことを受け、新型コロナウイルス感染症に係る定義を改めるとともに、3ページ目を御覧ください。「維持する者」の後に「(以下「主たる生計維持者」という。)」を追加するものです。

同条同項第2号においても同様で、第1号被保険者の属する「世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」へ改め、同条同項同号アでは「事業収入等」の前に「主たる生計維持者」を、同条同項同号イでは「減少する」前に「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち」をそれぞれ追加するものです。

それでは、議案にお戻りください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第2項、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第8条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第37号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

3番、和田成功議員。

3番 和田 この介護保険条例一部改正に伴って保険料が減額負担となると思うんですけど、それに対して国から経済支援がされるとは思うんですけど、その支

援について、減免見込額の割合に応じて交付金等が変わってくると思うんですが、当町としては、第1号保険料の減免見込額の割合というのはどのように把握されていますか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 国からの減免の補助率につきましては、前年の合計所得金額が200万円以下である場合は10分の10来ることになっています。200万円を超える場合は10分の8ということで、こちらのほうはその分、国からの補助が振り込まれる予定であります。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第37号を採決します。原案に賛成者は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員。よって、議案第37号は原案どおり、可決されました。

日程第3、議案第38号 山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第38号 山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例の改正を行う必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長 それでは、議案第38号について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

山北町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

今回の改正の趣旨でございますが、本町では道路の占用料につきましては平成29年4月1日より、神奈川県道路占用料徴収条例の中の第4級地を採用し運用してまいりましたが、このたび県の占用料が改正されたため、これに合わせて改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げますので、3枚おめくりください。右側が改正前で左側が改正後となっております。また、新旧対照表のほうは9ページほどになりますので、細かい部分は後ほどお目通しのほどお願いいたします。

主立った改正点を申し上げます。

初めに、1ページになりますが、右側の改正前を御覧ください。

占用する物件等の種類の欄の上から7行目になりますが「支線柱及び支線」は今回の改正により削除となっております。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページ、右側の改正前の備考の(7)であります。今まで※1から21を列挙してございました。今回の改正で、それぞれの別表の中に取り込んでございます。また、アルファベットAに乗ずる係数につきましても若干の改正がされております。

占用料につきましては、電柱や電線など若干上がってございますが、アーチや旗ざおなど看板系については下がっている状況でございます。

今回の改正に伴いまして、来年度の歳入が3万円程度に減額となるような見込みでございます。

改正文の3枚目の備考にお戻りください。下から2行目になります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第38号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田

13番、石田でございます。

文言についてなんですけれども、ここで道路占用料徴収条例のこの道路というのはどの部分を指すのか。また、電柱とか電話柱と読むのでしょうか。高架電線とありますけれども、その辺りの説明もうちょっとしていただきたいと思えます。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

道路の区分でございますが、道路は町道と町管理用道路ですね。

それと、電話柱でしたっけ。電柱は、通常東京電力さんとかそちらで。電話柱はN T Tさんになります。

議 長

石田照子議員。

13 番 石 田

そうしますと、先ほどの御説明では町の影響としては3万円ほどの減ということでありましたけれども、これ電柱とか電話柱が単価が上がっているということは、一般の私たちの利用料金にもそのうち跳ね返ってくるんじゃないかと思うんですけれども、そういった影響はいかかなのでしょうか。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

影響のほうはそれほどないようには思っているんですけれども、一番先ほど3万円程度減額になる見込みだってお話しさせていただいたのは、新旧対照表で支線柱が削除になったことによりまして、その分が多少減額となったということで、先ほど申しそびれましたけれども、追加させていただきます。

議 長

石田議員はよろしいですか。

石田照子議員。

13 番 石 田

支線柱というのはどういったもので、削除の理由というのは何ですか。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

支線柱というのは、電柱があって支えている横に斜めに立っているようなやつを指します。削除になった経過というのは、ちょっとうちのほうでも把握していない状況なんですけれども。

議 長

2番、山崎政司議員。

2 番 山 崎

山崎です。

変更になることは分かったんですが、神奈川県の方の占用料の改定に伴って改正するという話なんです、県の方の占用料の改定のする理由につ

いて分かれば、御説明いただきたいと思います。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

こちらは固定資産税とかそういうのからの来ていますので、大まかに言いますと三年に一度とか改正されておるような状況でございます。それと合わせて、うちのほうも県のほうが道路管理課のほうでやっているんですけども、問い合わせたところ、いろいろ難しい計算がありまして、先ほど、上がっているものもございませし、下がってるような状況のものもございませすので、ちょっと難しい計算があるようなんですけども、そちらのほう、詳しいことまではちょっと分かりかねるような状況です。

議 長

山崎政司議員。

2 番 山 崎

先ほど石田議員のほうからの質問で、町民への影響について質問がありましたけども、確かに、山北町はほとんどが私有地に電柱が立っているという実態なんですけども、都市部においては公道に立っている電柱、その他支線柱等が非常に多いわけです。そうしますと、しいては、この占用料の値上げをすることが、電気料あるいは電話代等々に反映されちゃうという懸念は十分あると思いますけども、その辺の影響は本当にはないんでしょうか。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

今回の改正ではさほど影響がないようなことで理解していますけども。

議 長

ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、議案第38号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長

起立全員。よって、議案第38号は原案どおり、可決されました。

日程第4、議案第39号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第39号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第3号)。

令和3年度山北町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,895万円8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億8,253万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出。山北町長、湯川裕司。

今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルスに係るワクチン接種や学校保健事業による増額で、歳入歳出総額をそれぞれ2,895万8,000円増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第39号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第3号)について、御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金から22款諸収入まで、合計で2,895万8,000円の増額でございます。

歳出につきましては、第2款総務費から13款予備費まで歳入と同額の2,895万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

16款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は116万5,000円の増額でございます。

2節の児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金で、認定こども園の町外委託が1名増となったものでございます。補助率については2分の1でございます。

2目衛生費国庫負担金は1,172万8,000円の増額でございます。1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で集団接種委託料の増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金費は27万9,000円の増額でございます。3節の子ども・子育て支援交付金27万9,000円は放課後児童健全育成事業で、放課後児童クラブの学習支援員室にエアコンを設置するための補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

2目衛生費国庫補助金は299万6,000円の増額で、1節保健衛生費補助金は新型コロナウイルス接種体制確保事業で、ワクチン接種の時間外勤務手当等の補助金でございます。

4目教育費国庫補助金は110万円の増額でございます。

1節小中学校費補助金は、学校保健特別対策事業で学校のコロナ対応の補助金でございます。

5節教育支援体制整備事業交付金は、幼稚園のコロナ対応の補助金で、補助率についてはいずれも2分の1でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は35万9,000円の増額で、中学校の修学旅行のキャンセル代でございます。

17節県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は58万2,000円の増額でございます。認定こども園町外委託者の増の県の負担分でございます。補助率は4分の1でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は27万9,000円で、国庫と同様、放課後児童クラブの学習支援室のエアコンの設置の補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

3項委託金6目教育費委託金は41万7,000円の増額で、教育推進研究事業に対する補助金で10分の10の補助金でございます。

22節諸収入、4項雑入、1項雑入は1,005万3,000円の増額でございます。説明欄の公共施設災害共済保険金は、令和元年台風19号により被災した清水支所の保険金でございます。地域活性化センター助成金は、移住定住交流促進事業に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、15目定住総合対策事業費は218万2,000円の増額でございます。定住総合対策事業の移住・定住・交流促進事業助成金は、歳入の地域活性化センター助成金を神奈川地域振興会へ助成をするものでございます。

次のお試し住宅活用事業の修繕費は、お試し住宅の和室や脱衣所の床を修繕するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は30万円の増額でございます。生活困窮世帯支援事業は、コロナ禍で生活困窮世帯が増加傾向にあるため、生活困窮世帯に対し食料品や生理用品などを支給するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は83万7,000円の増額でございます。放課後児童クラブ運営事業は学習支援員室にエアコンを設置するものでございます。

5目認定こども園費は233万1,000円の増額でございます。認定こども園児童入所児童は対象児童が1名増となったものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は250万5,000円の増額で、保健衛生総務費の時間外勤務手当はワクチン接種対応の職員の時間外勤務手当でございます。

10、11ページをお開きください。

2目予防費は1,221万9,000円の増額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の燃料費は送迎車量の燃料費で、それとあとスロープの設置工事費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業は単価の増や人員の増などによる委託料の増額でございます。

5款農林水産業費、1目農業費、3項農業振興費は53万5,000円の増額です。山北町農業活性化推進事業は、とれたて山ちゃんの看板の劣化が目立つため修繕をするものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は30万円の増額でございます。丹沢湖周辺地域清掃及び施設等管理費補助金は、環境整備公社でSUPのPR動画を作成するため助成をするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は221万4,000の増額です。新東名対策事業の道路用地取得費は地権者の了解が得られた2名分の用地費でございます。

9款教育費、1項教育総務費ですが、12、13ページをお開きください。

2目事務局費は298万5,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症予防学習支援教育環境整備事業の消耗品費は、コロナ対策の物品の購入、通信運搬費と手数料はWi-Fi環境がない家庭への通信料などで、修学旅行キャンセル料補助金は、山北中学校の修学旅行の予定変更に伴うキャンセル料でございます。

豊かな学びの支援推進事業は、教育研究事業の経費でございます。

13款予備費については255万円を増額するものでございます。

14、15ページをお開きください。

給与費明細書でございます。職員の時間外勤務手当の増加によるものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第39号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1番瀬戸 1番、瀬戸でございます。

9ページの社会福祉総務費30万円について伺います。これは生活困難世帯に対する支援ということで、これ町内の方にどのような形で支援されるのか。どこの団体とか例えばお分かりになったら教えてください。

議長 長 福祉課長。

福祉課長 それでは、生活困窮世帯支援事業について、説明させていただきます。

こちらの事業、新規事業となりますが、これまで全員協議会等での説明を行ってございません。夏休みが始まる前にこの事業を開始したいということで、今回計上させていただいたところでございますが、説明を行ってございませんので、少しお時間をお借りして、この事業の説明をさせていただきたいと思います。

今年の3月の下旬ですが、小田原にございます報徳食品支援センターとい

うNPO法人と町とで覚書を締結しました。そのセンターが町に食料品、主に冷凍食品やレトルト食品、インスタント食品といった食品ですが、それを町に支給していただき、町はそれをストックしておき、困窮世帯から食べるものがないという御相談があった場合、それをお渡しするということです。ですので、対象は個人となります。団体ではございません。現在は、そのような体制が既に取られておりますので、相談に来られたその日、その場で食料品をお渡しできるという体制が既に確立されてございます。

しかし、そのNPO法人から頂ける食料品というのは、食品メーカーが何らかの事情で売ることができなくなった、そういった食料品になりますので、我々日本人の主食であるお米ですとか、離乳食、粉ミルクといったものにつきましても、在庫があればもちろん頂けるわけですが、そういった在庫は現状のところないというのが常の状態ということでございます。

そこで、今回この事業を計上させていただいているわけですが、食料費20万円につきましても、センターが支給する食料品、これをベースとして不足する食料品、お米や離乳食、粉ミルクといった不足する食料品を町が購入して横出し支給するというものでございます。消耗品10万円も計上してございます。こちらは生理用品等生活必需品ということですが。相談者から相談を受ける中で、こういったものも必要だということであれば、町で購入して現品を、現物をお渡ししたいと考えてございます。

生活困窮世帯には、児童生徒が含まれる場合もございます。児童生徒が生理用品に困っているということや直接福祉課に相談に来るとはちょっと考えられません。学校の担任の先生や養護教諭にしたいと思います。学校では、急に生理になったときのためにある程度ストックはもともと用意してあるということなんですけど、困窮世帯となりますと、ある程度長期間にわたって数もそれなりに必要になると思いますので、この予算を用いまして、学校にあらかじめストックとして置かさせていただきたいということも含めております。

福祉課としましては、この支給するだけということではいけないと。その先、難しいことは承知しているんですけども、困窮から脱却するということに継続的な支援を入れていくということを前提として考えていこうということでございます。

説明の冒頭で、夏休みが始まる前にこの事業を行いたいという御説明をさせていただきますましたが、山北町で発生している事例ではございませんが、夏休み明け後、痩せて登校するという事例が全国にあるということを知りました。夏休み中に給食が食べられないといったことに起因するのはほぼ間違いがないと思います。町でそのような事例を発生させたくないということ。コロナ禍でもありますので、予防線を張っておくといった、そういった考えもございまして、この事業を夏休み前に開始しないと行う意味が半減してしまうというところから、今回計上させていただいたものでございます。

説明は以上となります。

議 長

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸

瀬戸でございます。

そうしますと、今生理用品なんかは学校を迂回してみたいな形にわたると思うんですけど、食料などはどんな形で。欲しがっている人に届くんでしょうか。

議 長

福祉課長。

福 祉 課 長

相談をお受けします。相談をお受けして困窮している食べるものに困っている、生理用品に困っている。あるいはほかの必需品に困っているということをお受けしたら食料品についてはセンターからの頂いたストックもございまして、それをもうすぐその場でお渡しするということです。そして、お米とかも当然必要だと思いますので、それは相談を受けて町が購入をして早ければその日か、金曜日の夕方とかであれば、もしかしたら月曜日とかになっちゃうかもしれないですけども、それでも購入してお渡しすると。あと、生理用品とか必需品につきましても、相談を受けたその場でこれが足りないというものであれば、購入して現物をお渡しするというものでございます。

議 長

ほかに質疑のある方はどうぞ。

7 番、瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸

瀬戸です。

関連で、周知方法はどのようなふうになりますか。

議 長

福祉課長。

福祉課長 本日議決をいただきましたら、早速町民へのPRに入りたいと思います。
具体的には、町のホームページ、それから町の広報。それから児童生徒が含まれる場合もございますので、小中学校、幼稚園、保育園、こども園に通う児童の園児の保護者宛。あと、それからあんしんメール。それから民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、それから県の生活福祉課、生活保護を担当する課ですが、こちらにも情報提供するということは考えてございます。

議長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

2番、山崎政司議員。

2番山崎 なかなか生活困窮者として、窓口に来て相談するというところに、かなり抵抗があるように思うんですね。一般の方が1階に来て、その家は、生活困窮者なんだなというようなことで、そういうことが分かってしまうという形になりますと、なかなか相談に来たくても来づらいというような状況になるかと思うんですけども、その辺の配慮をさせていただいた中で、一般の方に生活困窮者として相談に来ているということが分からないような対応をぜひ取っていただきたいと思うんですが、何かそちらのほうで考えていらっしゃるものがあれば、ぜひ御回答いただきたいと思います。

議長 福祉課長。

福祉課長 先ほど、広報などを通じてPRはさせていただくというお話をさせていただきましたが、その文面の中にプライバシーに配慮された空間でお話をお伺いします、秘密は守られます、ということをちゃんと記載して、広報をさせていただきたいと考えてございます。

議長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1番瀬戸 すみません。11ページですけど、新型コロナウイルスワクチン接種事業、ワクチン接種業務委託料ですが、単価の増ということなんで、内容を教えてください。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 こちら、ワクチン接種業務委託料ということで、足柄上医師会と小田原薬剤師会、この二つの団体に委託業務をするもので、当初予定していたも

のから多少増えたということで計上させていただくものです。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 よろしいですか。医師や看護師の単価が上がったから、このように増えたという形になんてでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 単価が上がったということではなく、薬剤師会は当初考えてなかったというところで、そこが大きく違うところがございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 単価は上がってないの。私がちょっと聞いた情報によりますと、個別の単価も上がったからもっとどんどん協力してくださるはずですよというようなことちょっと聞いたもので、それは、じゃあ間違いだったということですかね。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回の増額につきましては、集団接種に係るものでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 だから、今回はそうとしまして、今後は単価も上がって、ちゃんと待遇が改善されるみたいなことになっていくよというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 新型コロナウイルスの関係は、単価の上がり下がりもあるんです。今後とも予想されるんですけども、ある程度になった段階で精算をしなきゃいけないということなので、この補正予算が、またかなり補正予算ということになっています。ただ、今回は単価の分は入ってないということでございます。

議 長 少々お待ちください。

その他質疑のある方はどうぞ。

5 番、鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 今のところの御質問させていただきますが、当然ワクチン集団接種ということで、今御説明いただきまして、当初は上医師会だけだったというように今課長のほうの御答弁なんですけど、私も集団接種を受けまして、とってもスムーズにいつているというのは、なかなか上医師会の先生、それから当然薬

剤師会の御協力あってというふうには解釈するんですが、これは当初の人数と、御協力いただいている医師会、それから薬剤師会の人数が増えたというふうな理解をしていたんですが、そういう判断でよろしいでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それもでございます。当初1レーンで予定しておりましたが、それ順調で回すためには2レーンは必要だということで、お医者さん2名と。プラス、ワクチンの準備のために薬剤師の方にお手伝いいただくということで、その分が増えているということでございます。

議 長 鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 当然、もう大分2回目も始まっていますしあれですけど、これ64歳以下の接種が始まりますと、これはどんどん増えていくという可能性ってあるのではうね。いかがでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 おかげさまで山北町につきましては、接種率も、また全員協議会で御説明させていただきましても、1回目の接種が高齢者につきましては50%を超えているような状態で、3レーンにするというのは、ちょっとなかなか考えづらいんですけども、そういった中で、お医者さんの数も今後は増やす可能性もあるということで捉えております。

議 長 町長。

町 長 64歳以下については、やはり基礎疾患のある方、あるいは、またいろいろと学校であるとか保育園そういったようなところで人と接する、あるいはまた感染すると大変なことになるというような方にはなるべく早く接種をお願いしようということで、接種券が仮に発送されなくても何とか早くやっていきたいというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 ワクチン関係でちょっと御質問ですが、職員手当、時間外勤務手当の250万5,000円なんですが、これは木曜日においては午前中だけですので時間外は関係なく、多分土曜日の休日手当ではないかと思うんですけども、これに対しては、まだ、これから64歳以下が始まればワクチンに関係している職

員、まださらに勤務は大変かと思うんですけども、この職員に対する心身ともな健康管理については、どのようにされていらっしゃるんでしょう。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 職員の健康管理なんです、このワクチン接種に限らずに時間外、この時間数が月何十時間という形で把握しておりまして、それで、ある程度一定基準を超えますと町の産業医と面談をしていただいて、その心身異常がないか毎月確認のほうをさせていただいております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 過労死ラインが80時間とかと言われておりますけれども、今基準を超えろとという御説明でしたが、何月何時間くらい以上が基準値を超えるということなんでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 月 60 時間ということで、一つの一定ラインで総務防災課のほうで管理しております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 該当する職員はいらっしゃるんですか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 通常必ずあるのが、選挙のときには総務防災課の職員が必ずそのラインを超えます。今回コロナの関係で保険健康課、健康づくり班の職員がいるんですが、まだ5月しか分からないんですが、5月のとき、4名が超えておりました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9 番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 関連質問なんですけども、6年目の、6年間質問をしませんでしたので、少し細かい質問かもしれませんが。今の時間外の職員の手当、今、石田議員の御質問のとおり、多分土曜日が朝から晩までというか夜遅くまで、その後、片づけもあるというようなことで大変な思いをされていて、保険健康課、総務防災課の方々が中心に全職員体制でやっていただいていることを、まずもって感謝を申し上げます。

そうした中で、一般の町民の方はあまり知らない部分だと思いますので、

少し説明をしていただきたいと思いますが、あそこに行って接種をしてみると、スムーズに2レーンでやっていただいている。そのためには、関係者以外に町の職員が大勢お手伝いというか、参加していただいている。そういった状況を、例えば土曜日何人ぐらいこうって、どんな循環、循環でこうやって、一日延べ人数どのくらい必要なんですよというようなことが、町民の方にこの議会を通じて説明ができれば、町民の方も、町のほうでは一生懸命やっているんだなど。一方で、集団接種ですので、1市5町の中のサテライトという位置づけなんでしょうけども、そうはいつでも山北にあるということは山北の職員が中心になってやっているのではないかと思いますので、その辺の説明をしていただければというふうに感じております。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 全体のスタッフはかなりの人数になる、先ほどいったお医者さんとか薬剤師さん、そういう者もいられます。

職員に限ってちょっと人数のほうを話させていただきますと、健康づくり班の職員が10名、これは再任用も含めて。その10名は毎回木曜日、土曜日、体調を崩さない限り、今までは出ております。今後もそのように予定をしています。本庁のほうの、本庁のほうの職員というのもおかしいんですが、健康づくり班以外の職員は13名ということで、毎回13名を応援職員として送っております。それにつきましては、例えば総務防災課でしたら、もうこの係ということを決めて、一々健康づくり班のほうからこういう仕事をしなさいと言わなくても職員同士で引継ぎをしてスムーズに回せということでやっております。総務防災課はどこどこ。財務課は何々だどという形で職員のほうは関わっておりまして、ですから先ほど言ったとおり、健康づくり班の10名は常に出ています。プラス町職員が毎回13名応援にということで従事のほうをしております。

議 長 9番、府川輝夫議員。

9番府川 ちょっと時間外の質問からちょっと外れますけれども、ワクチンの接種は今64歳以下の話は、ちょっと町長のほうから御説明ありましたけども、ここに携わっているお医者さん、看護師さんは医療関係者ということで、既に1回か2回は分かりませんが接種をされていると思うんですけども、職員

含めて、ここに携わる関係者、やっぱりマスクであったり、いろいろな御努力はされていますけども、人と直接関わるような場面が非常に多いのかなと思います。そういった方々への職員を含めて関係者の接種ということはどのように進んでいるのか。あるいは、どのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

従事者ということで、これ一番最初に始まるときにも、ちょっと庁内で三役を含めて議論がありました。その中で、あそこで、先ほど言った10名のレギュラーメンバー、これについては打ちましようということで、本人が了承の上で打って、先週ぐらいで全ての職員が2回目の接種を終わっております。先ほど私が言ったとおり、13名の応援職員がいます。それについては毎回変わってきますので、ちょっと申し訳ないんですが、そちらにはまだ打たないでちょっと様子見ということで。レギュラーの職員10名はもうたしか先週で全ての職員が、1人はまだ1回だけか。ほとんどの職員が2回の接種は済んでおります。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

それは、職員はもちろんそうなんですが、それ以外にさくらの湯の従業員とか、ともしびショップの従業員さん、そういう者にも毎回手伝っていただいているので、そういう方も2回打つということで進めさせていただいております。

議 長
9 番 府 川

府川輝夫議員。

せっかく2レーン取れる状況ですので、一人でも感染があると、この事業が継続的にできませんので、そのような質問させていただいたわけなんですけども、また、ここ数か月は、数か月というか当分の間はこういった状況が続くのかなと。そういった中で町の三役、町長、副町長、あるいは教育長、世間では64歳以下なのにどここの町長が打ちちゃってどうのこうのとか、よくニュースになってやり玉に上がっちゃってますけども、私個人としては、まず町を背負っている中心の方は一日も早く打たれて、そして、持続する体制を取っていただきたいというふうに考えておりますけども、この点については、三役の方の状況はどういうふうな状況なのか、お知らせいただきたい

と思います。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 三役の方につきましては、もう、1回接種しています。

この1回というのは、従事のレギュラーじゃないんですが、キャンセル待ちということで、常に待機していただいております、3回目の接種、3回目の木曜日の日に急遽11時過ぎに1人キャンセルが出て、どうしてもワクチンが無駄にはできないということで、私のほうで急遽呼びいたしまして、三役には打っていただきました。それは、まだ1回なので、2回目は今後また打っていただくようになっております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 すみません、先ほどの9ページの社会福祉総務費のほうに戻ってしまうんですが、この生活困窮世帯の支援事業につきまして、相談があったら配布するということだったんですけど、配布する基準みたいなのはあるんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福祉課長 まず、生活に困窮しています、食べるものに困っていますという御相談を役場にしてくるということは、かなり御自身のプライドを削って来られると思います。つまり、来られた時点でその方が困窮しているのは、恐らく間違いがないと思っています。ですので、相談に来られたら、そういった前提でお話を丁寧に伺ってお渡ししたいというふうに考えています。

また、福祉課には現在、保健福祉に関する資格を有した職員が3人います。保健師、精神保健福祉士と社会福祉士、それから社会福祉士の資格を持つ職員が3人いますが、この3人が困窮という、なかなか難しい問題に対して支援に入っていきますので、その資格を持つ職員が御相談を受けて、今後の支援についても携わっていくというふうにしていきますので、お話を聞く中で、困窮しているかどうかということはケース・バイ・ケースで判断していこうというふうに思っているわけですが、冒頭申し上げたように、基本的には、来られたら、そこまでして相談に来るということは、そこはまず困窮していることは間違いのないだろうという前提の下で支援をさせていただき

たい。物品をお渡しさせていただきたいというふうに考えてございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 その話の中で、その方とその方の事情をお聞きしたら、例えば、もう毎回相談来るのではなく、定期的にお渡しするというようなイメージをされているのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 そうですね。定期的にお渡しするということもあろうかと思えます。

ただ、これまで困窮世帯からの相談を受けたケースでは、何かしら課題を抱えているというケースがかなり多かったです。

例えば、一家の大黒柱であるお父さんが実はアルコール中毒といったような、それで、アルコール中毒がひどくなってしまって収入が減ってしまったといったような御相談もありました。そういったケースの場合、定期的にお渡しするということもちろんなんですけども、まずは、そこを何とかしなきゃいけないので、通院させるとか、医療機関につなげるとか、そういった継続的な支援を行っていく中で、定期的にもそうですけども、それ以外に時々訪問したりですとか、週に1回ぐらい役場に来てもらって状況聞かせてもらうとか、あるいは訪問して状況を聞かせてもらうとか、そういったことをやっていきたいと思っていますので、そういった中で、その都度その都度お渡しするということはできるかと思えます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そのことについては理解いたしました。

あと、生理用品について、学校での相談をということがありましたけれども、それはもう担任の先生に相談を、子どもがそういうふうにするということなんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 児童・生徒さんが直接生理用品に困っているという御相談を福祉課へ直接するとはちょっと考えられないなと思えました。相談するのであれば、親であり、担任の先生であり、養護教諭になるんじゃないかというふうに思いまして、あらかじめ学校に置いておきたいというふうにしたものでございます。

もし、児童・生徒を抱える困窮世帯の親が福祉課に相談をしてもらえれば、

福祉課から当然直接お渡しするというところでございます。

議 長 教育長。
教 育 長 生活困窮者等に生理用品の配布についてということで、一般質問でもいろいろ私答弁させていただきました。

相談しやすい体制。ですから担任の先生と限定してしまうと、なかなか相談しにくい。ですから限定しない、養護教諭とか担任の先生、いわゆる相談しやすい先生にきなさいと。これは、小・中学校とも、これまでもずっと続けてきているところでございます。

ですから、そういったところをしっかりと子どもたちにも理解させて、そして何かあったら、困ったらすぐに相談する、いつまでも抱えない。その辺のところを常に声かけしながらやっているのが現状でございます。

さらに一步進んで、トイレのほうに掲示物、困ったら相談しなさいというそういう掲示文を貼るといような形で、いろいろな策を講じながら進めていきたいというふうに考えています。ですから、学校と福祉課とは常に連携を取りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長 富田陽子議員。
12 番 富 田 例えば、この相談件数が多くて、この準備していた予算額がすぐ使ってしまったら、また今後も継続して行っていくという考え方なんでしょうか。

議 長 福祉課長。
福 祉 課 長 年間で、これまでの事例からいきますと、困窮世帯からの相談というのは数件程度です。

ただ、この事業を開始するというので、広くこれからPRに入っていきますので、その中でどのぐらい御相談があるかというのは正直全く分かりません。分からない中でこの金額を計上させていただいたわけでございますが、もし不足するというのでございましたら、それはしかるべき時期に補正をさせていただかなければいけないというふうには思っております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13 番 石 田 13番、石田照子議員。
関連質問なんですけれども、その生理用品の学校で保健室に置いてあるんじゃないかと思うんですけども、今までそのような事例というのは、たまた

まああるんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 これも答弁させていただきましたけども、大体養護教諭に確認しましたところ、1年間に四、五回、子どもたちから今日忘れたとか、量が足りないとか、そういう相談があるということを聞いてございます。

ですから、これまで困窮世帯、困ってるとかというような直接はなかったんですけど、ただ今後そういった部分も十分あり得るんじゃないかということで、いろんな策を講じながら進めていきたいというふうに考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それで、一般質問のときにも、自分が困っていることがしっかり言えるのも教育だというようなお話ありましたけれども、そうしますと、もう学校の中でも、子どもたちの中でも、そういうことがしっかりとと言えるような環境にはあるということによろしいんですか。

議 長 教育長。

教 育 長 それと言える力をつけていくことが教育じゃないかというふうに考えてございますので、そこのところではしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

13ページ、コロナウイルス感染症防止学習支援・教育環境ということで、役務費の中の通信運搬費で、Wi-Fi環境の貸出しだという説明がありましたが、現在これは何件くらいの貸出しになってますでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 昨年度補正予算でお認めいただいて実施をして、3月で終了したんですけども、そのときの実績ですと14件ありました。

本年度は、それにプラス数件入れさせていただいて、17件分ということで予算を計上させていただいております。

議 長 堀口恵一議員。

11 番 堀 口 これは申出というか、お願いする基準みたいなのは何かあるんでしょうか。

- 議 長 学校教育課長。
- 学校教育課長 本年度このWi-Fiの昨年度と同じ基準で、Wi-Fi環境がないというお宅にポケットWi-Fiの機器をお貸しして、あと7月から9か月分の通信費も見させていただくということで考えております。
- 議 長 堀口恵一議員。
- 11番堀口 基本的にこの通信費というのは、休業期間が終われば終了ということで、返還ということでよろしいのでしょうか。
- 議 長 学校教育課長。
- 学校教育課長 3月までということで考えております。
- それ以降につきましては、何らかの方法ができるかどうかというのは検討していくものでないかと考えております。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 2番山崎 2番、山崎政司議員。
- 11ページなんですけども、土木費で、新東名の対策事業の公有財産購入費というのがあるんですけども、この内容について教えていただきたいというふうに思います。
- 議 長 都市整備課長兼新東名対策室長。
- 都市整備課長兼新東名対策室長 こちらは、町道の尺里高松線、高松へ上っていく道です。その仮設工事用道路の一部と、そちらに調整池、路面から流れてくる調整池の用地の分の取得の費用でございます。
- 議 長 山崎政司議員。
- 2番山崎 新東名の用地買収につきましては、うちも買収の対象になりましたけども、本線関係は神奈川県に委託と、工事用の道路のほうにつきましては、中日本が直接、買収あるいは貸借の契約をしてきたという経過があるわけですが、今回、町のほうで財産購入をしなければいけなくなったその理由は何でしょうか。
- 議 長 都市整備課長兼新東名対策室長。
- 都市整備課長兼新東名対策室長 こちらは、行く行くというか町道になる部分でございますので、町のほうで買収のほうをさせていただく予定でございます。
- 議 長 副町長。

- 副 町 長 今の付け加えていただきました。
- 前に御説明申し上げてはおりますけれども、将来、町管理となるものについては、町が用地を買収していかなきゃいけないというものでございましたので、その分が今回出ているということで御理解いただきたいと思います。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 13 番 石 田 13番、石田照子議員。
- 13 番 石 田 同じ11ページなんですけども、観光費の30万円なんですけど、SUPPR動画を作製するという御説明いただきましたけれども、この動画はどのように配信をするのでしょうか。
- 議 長 商工観光課長。
- 商 工 観 光 課 長 まず、SUPの撮影させていただいたもの、動画の作製したものにつきましては、例えば、4月の補正でも御承認いただきましたが、観光協会などでもモニターなどでも出したり、あと、実際に貸出しを担っている記念館ですよね、そこにも映像を流す等を考えています。
- また、こちら製品として、DVDのほうも作製になっておりますので、こちらについては、例えば、宿泊施設であったりとか、そこら辺でもPRなども兼ねてお渡ししたいと考えているところです。
- また、ホームページなどでも、配信方法はこういった形になるかというのがありますが、載せたりしたいことを考えているところです。
- 以上です。
- 議 長 石田照子議員。
- 13 番 石 田 そうしますと、町内での放映ということで、町外については考えておられないのでしょうか。
- 議 長 商工観光課長。
- 商 工 観 光 課 長 町外というか、何とも言えないんですけど、例えば、当然イベントなどとかで町が外に出るときもあります。そういったときに町のPRというものも御用意して映像を流したりもしてるわけなんですけど、そういった場でPR動画なども流したいと考えています。
- 議 長 ほかに質疑のある方は。
- 府川輝夫議員。

9 番 府 川 児玉議長が地元で、議長の立場で質問ができないと思いますので、その意も酌んで質問しようと思っていまして、石田議員から質問がありまして。私もこれについてはどのような配信をされるのかなということで、やっぱり町外に積極的にしていくべきだろうと。例えば、何でしたっけ。東京にある定住の関係の……。

議 長 ふるさと回帰支援センター。

9 番 府 川 ふるさと回帰支援センターなどを利用するとか、そういったことはお考えはないのかなというふうなことで、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 現状で、まず山北町内での観光のところからスタートしようと考えていたところでは。

町外に向けてのアナウンスに関してはどのような手法が必要かというのも含めて役場庁舎内の中で調整させていただき、必要な対策を考えていきたいと思えます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 これは、去年から始まった事業で、テイクもしっかりとしたものができ、除幕式のときも町長が心強く、SUPの聖地、メッカにしましょうと、私もそのとおりだというふうに思っております。

そうした中、冬の期間が使えないというようなことがありましたけども、どんな状況で、どんな現状なのか、そしてこれから夏に向かって、さらにシーズンになるときに、どのような取組を考えられているのか、直接、PR期ではないかもしれませんが、SUPをPRして盛り上げるについては、現状を把握して、そしてこの先の取組も私どもも知っておく必要があるかなということで、御質問させていただきたいと思えます。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 丹沢湖のSUPの利用、丹沢湖の湖面利用についてなんですけど、SUPに関しては4月から11月まで、こちらについてはそのまま継続されると思っております。

どうしても水温というのは、2か月前の水温がそのまま流れ込んでくると

いう形になってきますので、例えば、それを4月に前倒しにすると、それこそ真冬の水の冷たさがそのまま湖の中に入ると。そういうことを考えると、やはり厳しいよと。そこら辺もありまして、一応4月から11月というのはそのまま継続されると考えております。

あとは、カヌーもボートも一応通年という形になっておりますが、そこは どうして水に直接触れるリスクの高さから考えると致し方がないのかなという形で理解しています。

9 番 府 川
商 工 観 光 課 長

今後の。

今後なんですけど、今の期間に関しては、ちょうど7月からの湖面利用の関係でダム管理事務所のほうとも、今事前調整している最中ですが、今の事前調整している内容ですと、現状のものが継続されるというような認識でいます。

議 長

府川輝夫議員。

9 番 府 川

岸のほうにも、SUPをやられて、消防団にも入っていただいている方がいらっしゃいます。そういった事業者との関係を密にしながら事業を展開していかれると思うんですけども、その事業者の、現在どのような動きで、これから夏に向かってどのような取組をしていかれて、町として盛り上げていくのか、その辺をちょっと御説明していただければと思います。

議 長

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

まず、SUPに関して、対町民向けに湖面利用組合のほうが行っている、まずSUPのPRという形で、低廉な価格で体験をしていただくというように、こちらについては町の広報でも流しておりますので御承知のことだと思います。

それ以外にも、特に岸の事業者さんのほうがメインで動いているのかなとは思っておりますが、こちらの方はインスタグラムでほぼ毎日のように配信されている方です。ですので、独自でかなりお客様のほうも集めておまして、また、さらに口コミのほうでも広まっているような状態が続いております。

このPRの効果も狙っておりますが、町のほうでも、例えば、こちらを以前からも言われているような、ふるさと納税の体験編の返礼品などでできな

いかと、先般もそういったところの打合せをさせていただいているような状態ですが、どうしても相手のあることですので動けるかどうかはちょっと相手と調整をした中で決めていきたいと思っておりますが、いずれにしてもいろいろと、町としてどのような支援ができるかも考えながら、一緒に盛り上げていきたいとは考えているところです。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

3 番、和田成功議員。

3 番 和 田 では、関連で。SUPのPR動画ですけど、タイムスケジュール的なものが分かれば教えてください。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 動画の撮影になりますが、一応、予定としてはドローンを活用した空撮を想定しております。

ただ、実際に撮影して、それを編集して、それがいつ製品として出てくるかというのはまだちょっとこれからの調整になってきますので、今日の段階で予算の御審議をいただいている状態ですので、そこまでは詰めていない状態です。

議 長 よろしいですか。和田成功議員。

3 番 和 田 まだはっきりはしないですけど、シーズン中なので、なるべく積極的にスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

8 番、清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水です。

生活困窮世帯の話に戻りますが、非常に、いろいろPR等もして、漏れないようにということで努力していただくということについては、敬意を表します。

ただ、問題は、進んでくるということについて、来る人はいいいけれども、なかなか、本当はぎりぎりまで来れない人もいるということについて、町ではいわゆる生活困窮者について把握をしていないのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 確かに、そういった御相談を役場にしてくるというのは、先ほども申し上げ

げましたが、大変しづらいものというふうには思っています。

ですので、PRをしっかりしていきたいと、プライバシーに配慮された空間でお伺いしますとか、秘密はちゃんと守られますといったことをPRの上、PRをしたいというふうにご考えています。

なかなか町で困窮世帯を把握しているかどうか、相談があれば、もちろんその世帯のことは当然把握しますが、隠れた部分は把握のしようがありませんので、全くどのぐらいいるのかということとは分からないといったのが現状でございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 プライバシーの問題があつて非常に難しいとは思いますが、やはりそこは網を広げていかないと。

ということで、例えば、一步背中を押してもらえれば行ける、例えば、数字でこれこれだったら該当しますということがはっきりすれば、もうちょっと動きやすいと思いますけども、それがなかなかできないということで。以前ならば、地域である程度の様子が分かって、そういったことで話もできたかなと思いますが、今はなかなか難しいと。そういう中で、例えば、民生委員さんと動いていただいて、漏れがないようにするとかというふうなことはできないものでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 当然、民生委員にもこういった事業を開始しますということは、次、7月の定例会になりますが、そのときにお伝えをして、民生委員さん、高齢者のお宅ですとか訪問行ったりしますので、そのお宅の人とお話しするというのもよくありますので、そういった中でお話を伺うということも、恐らくあると思います。

民生委員には、私のほうからこういった事業を始めたので、こういったところもちょっと気にしていただいて、もし気になるようなことがあれば、ちょっと福祉課に相談に行ってみなさいよということをごをぜひ言ってくれということをごを猛烈にアピールしてお伝えしたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

3 番、和田成功議員。

3 番 和 田 13ページになります、先ほどのW i - F iのところちょっと、今後このネット環境を整えて、どういうふうを活用していくかというふうなことをちょっとお伺いしたいんですけれども。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 昨年度に、1月までに各小中学校には1人1台パソコンというのを配備したわけなんですけれども、これらをどう活用していく、これからのいろいろな研究とかそういうことになってくるんですけれども、その辺も活用を視野に入れながら、W i - F i環境を各家庭に求めていきたいというふうを考えております。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 7月に入れば、もうすぐ夏休みという感じで、夏休みの課題等にも活用していくというような考えでよろしいのでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 まだ、そこまでは進んでいません。I C T支援員のほうがやっと決まりました、今月末あたりからそれぞれの学校、近々入っていく予定でございますので、その辺から先生たちなんかの意見をしっかり聞いて、I C T支援員等と相談しながら進めていきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第39号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第39号は原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

(午前10時28分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時45分)

さきに、町側から発言を求められておりますので、これを許可します。

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

先ほどの山北町介護保険条例の一部を改正する条例の際、和田成功議員からの御質問がありました、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免に対する財政支援の対象についての回答につきましてでございますが、私、前年の所得金額の210万円以下の場合には10分の10補助、210万円を超える場合は10分の8というふうに答弁させていただきました。こちらは、あくまでも被保険者の関係でございます、国からの支援につきましては、減免総額の10分の4が来ることになっております。ということで、財政支援は今のところ10分の4ということになっております。ちなみに、令和2年度につきましては2件、減免総額としましては9万1,460円という金額になっております。

なお、県では全国知事会等を通じまして、国に対して引き続き減免額の全額の財政支援を継続するように要望はしております。

以上です。

議 長
総 務 防 災 課 長

総務防災課長。

先ほど、石田照子議員から職員の時間外の時間数、健康管理を要する時間数なんです、私、60時間を超えるとお答えさせていただいたんですが、そちらを45時間を超える職員ということで、現在運営のほうをしておりますので、訂正のほうをお願いいたします。

議 長

それでは、続いて、日程第5、議案第40号 山北町水上住宅整備事業の事業契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第40号 山北町水上住宅整備事業の事業契約の締結について。

山北町水上住宅整備事業の事業契約を次のとおり締結するものとする。

- 1、契約の目的。山北町水上住宅整備事業。
- 2、契約の方法。公募型プロポーザル方式による契約。
- 3、契約金額。一金、7億8,842万849円（うち取引に関わる消費税及び地方消費税を含む）。
- 4、契約の相手。足柄上郡山北町向原1284番地。やまきた水上住宅パートナーズ株式会社、代表取締役、西山和成。

令和3年6月11日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町水上住宅整備事業の事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
定 住 対 策 課 長

定住対策課長。

それでは、議案第40号 山北町水上住宅整備事業の事業契約の締結について、御説明させていただきます。

詳細につきましては、添付させていただきました参考資料により説明させていただきますので、1枚おめくりいただきまして、公募型プロポーザル方式による選定結果報告書を御覧ください。

事業名につきましては、山北町水上住宅整備事業。

審査につきましては、2回ほど実施しております。

1回目は、提案価格と提案内容の書類審査を令和3年2月9日に実施。2回目は、事業者によるプレゼンテーションと最終審査を令和3年2月24日にそれぞれ実施いたしました。

その審査の中で最高の評価点を得ました日本PFIインベストメント株式会社を代表企業とします、やまきた水上住宅パートナーズを令和3年3月16日に優先交渉権者として決定いたしました。

その後、日本PFIインベストメント株式会社の代表取締役であります西山和成氏を代表として設立した、やまきた水上住宅パートナーズ株式会社と本事業に関する仮契約を交わしました。

契約金額につきましては、提案金額と同額の7億8,842万849円になります。

事業期間につきましては、議会の議決を得た日から令和34年8月31日までとさせていただきます。

事業内容ですが、こちらは地域優良賃貸住宅等の整備及び30年間の維持管理を行うもので、事業区域の面積は住宅に係る部分が3,340.86平米、道路部分が967.56平米の合計で4,308.42平米になります。

建物の構造なんですけども、RC造りの地上2階建て25戸の計画になっております。

建築面積は約1,080平米、延べ床面積は約1,640平米となっております。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、議案第40号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀口 11番、堀口です。

やまきた水上住宅パートナーズの代表企業、日本PFIインベストメント(株)様は、サンライズやまきたの実績もあり、大変期待しているところですが、今回は価格が高いのではとの問合せも来ています。ちょっと今回25戸となっておりますが、平均の延べ床坪数を計算したら、1戸当たり19.8坪、また契約金額1戸当たりになると3,153万円です。

2018年の住宅金融公庫が住宅ローン申込者に対して行った調査によると、注文住宅の住宅面積の全国平均は38坪で所要資金は3,395万円となっております。

今回の1戸38坪として換算すると、外構含め6,000万円の家を13件建てるのと同じ規模になるので、かなり高額なイメージなんですけど、その質に大変期待したいと思っているところです。道路等ありますので、いろいろ含んでということなんでしょうけれども、こういった比較的大きな金額ですので、こういった価格を払拭するデザインや企画、コンセプト、思い入れなどがあるかと思しますので、全協でもちょっと話は聞いておりますけれども、いま一度説明お願いいたします。

議長 定住対策課長。

定住対策課長 御質問の金額等につきましては、今回は4グループからの提案を基に審査委員会のほうで審査をさせていただいております。

その中で、今回の確定しましたこちらのやまきた水上住宅パートナーズに関しましては、金額でいきますと2番目に安いような金額になっております。

今回、4グループのうち3グループは木造の建物になっております。今回の優先交渉権者と決定して仮契約してますこちらの事業に関しましては、RC造り鉄筋コンクリートとなっておりますので、やはり、建築上は、若干金額は高くなるというふうを考えています。

今回、こちらの住宅を鉄筋、RC造りで提案してきた理由の一つとして、こちらは30年間の維持管理をしなければいけないということになっております。やはり、木造ですと耐用年数等が25年ほどということになります。そのことを加味して、あと、こちらの事業者は県内で数多くの住宅の管理もしております。その中で、木造よりもRC造りのほうが、やっぱり入居募集したときの入りが全然こちらのほうが入居率がよいというところから提案をされています。

こちらの、それぞれの一応提案等、プレゼン等を聞いた中で、選考委員会の中で、いろいろ、よそのところの木造というのがいいという意見もいろいろありましたけども、総合的に評価して、こちらを選んでおりますので、この部分に関しましては金額が高い等という話ではちょっとないというふうに考えております。

今回の事業を行うコンセプトとしましては、当初、サンライズやまきたというような同じような高い鉄筋の6階ぐらいの建物を考えておったんですけども、御存じのとおり、こちら、水上住宅周辺は、まだ農地等も大変広まっておりますので、その景観に合いました低層の住宅にしていこうと。

それと、今回もう一つコンセプトとしているのが、コミュニティの形成、アウトドアを好むような方々をそちらに呼んで、そこを楽しく皆さんが生活しているところを、逆に、JR御殿場線のほうから見えるので、そういうところを見せていこうというようなところも一つ考えております。

その事業者からの提案の一つとして、部屋を大きくして長く住んでいただくという考えもあるんですけども、逆に、町とすると、定住人口を増やしたいというようなところの中で、ある程度部屋の大きさを小さくした中で回転を上げていきたいと。そこに住んだ方がやはり子どもがすぐ大きくなったら、じゃあ近隣のところに、周辺に一戸建ての住宅を建ててもらいたいと。で、また新たな人を呼んできたいというような熱い思いがプレゼンの中にありました。そういうところを審査委員会の中で総合的に評価して、こちらになったというような状況になってございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9番、府川輝夫議員。

今、堀口議員の質問と重なるところあるんですけども、今、課長のお話で、そう金額が高いという感じてないよと、それなりの対価のものだよという説明だったかなと思います。この金額は、当初全員協議会等でも、我々に説明があった金額、その中で収まったというようなことなんでしょうけども、単純比較なんですけど、サンライズやまきたが42戸、42世帯プラス集会場で、当初10億円超えるのかなと思ったら、事務御努力で9億4,000万円でしたっけ、9億円ぐらいで。

今回、25戸ですか、それで7億8,000万円というのは単純に考えて、私がもし家主だったら単純に考えても、ちょっと高いんじゃないかなというふうな感じは持っております。

なぜ、この金額になったのか。私はこの住宅には非常に期待感も持って、反対する立場の質問ではないんですけども、町民も多分比較して、何であそこが9億円でできて、ここが7億何千万円なのという、単純にそういうふうに思われるんじゃないかなと。その辺の説明もう一度していただきたいのと、たしか、サンライズやまきたは25年でしたっけ、事業期間が。25年の中で回収ができるよと。その中で、また修繕費も積み立てていくよというようなことがあって、25年にして、1部屋おおむね平均6万円ぐらいをめどにとというようなことで造られたのかなと。

一方では、こちらはプラス5年の30年というところの中で計画をされている。その5年の違いというのは金額の差にも影響があって、そうなっているのかなとちょっと感じるころなんですけども、その辺をちょっと説明をしていただきたいと思います。

議 長

定住対策課長。

定住対策課長

サンライズやまきたとの比較という御質問ですけども、当時と建築する材料の単価、これが非常に上がっております。本当でしたらオリンピックの関係があって、もう少し上がるようなこともあったんですけども、当初のサンライズやまきたよりは上がってしまっているのが一つ。

それと、先ほど、府川議員もおっしゃられました、25年を、今回30年に5年間増やしています。その部分の維持管理費というのもございます。やはり、

部屋数が多く、上に高くやればそれだけ収入が多いんですけども、今回は低層というところと、あと、家賃に関しましても、現在今検討しているのが、サンライズやまきたと水上ですと、やはり立地の条件が違いますので、同じ家賃ではまず無理だろうと。その中でやはり、サンライズやまきたよりも低く想定していかなきゃいけないというところになってきますと、そこら辺の収入に対する部分等がいろいろありまして、今回このような金額になったというような形になっております。

9 番 府 川
定 住 対 策 課 長

すみません、それと、5年増やした理由。

建設のことを考えますと、業者にすれば短年でお金が入ってくれば、それだけ借金をしなくてもいいんですけども、維持管理を考えていくと、やはり長い期間維持管理を含めてやっていただいたほうが、町としても非常に助かると。当初、サンライズやまきたを25年でやるときも、金融機関のほうからPFI法の地域優良賃貸住宅というのが初めての案件だったことから、その時点で25年の事業計画自体も非常に難色を示されていたというふうな話を聞いています。

その後、全国でこういうような事業が進む中で、金融機関も、ある程度こういう行政のやる部分に関して見込みが立ってきたというところの中から、この事業期間を長く契約するような形になってきてまして、今、30年間という部分も出てきておりますので、町とすると長い期間その維持管理をしていただいたほうが、年間返す金額が、年間費を25で割るのか、30で割るかというところで、そうすると費用が、家賃収入また安くできるというような考えもありまして、こちらは最大限に現状の30年とさせていただいております。

議 長

府川輝夫議員。

9 番 府 川

これは、ちょっと確認なんですけども、この事業はPFI事業のBTO方式の民間事業ということの中で、国の補助、前回45%、前回というか、サンライズやまきたのときは45%だったと思いますけども、このもくろみをした中でこの事業ということで確認をさせていただきたいと思いますけども。

議 長

定住対策課長。

定 住 対 策 課 長

今回も建設費に関しましては45%の補助を見込んでおります。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 サンライズやまきたのときもそうなんですけども、入居者の状況によっては減額をします。それを国のほうの補助金を使うというようなことも想定に入れたことだと思いますけども、その見込みというか、もくろみを説明していただきたいと思います。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 家賃の低廉化というところになります。それに関しましては、今回も、子育て住宅地域優良賃貸住宅になりますので、それと家賃補助に関しましては国の対象となります。

ここで、来年度分のちょうどヒアリング、概算の予算を上げるような、県から国に上げるようなところがあるんですけども、現状では一番安い部分で、25戸で来年はこの分の予算を確保してほしいというところで、今県のほうにはお願いをしているような状況です。

9 番 府 川 委員長すみません、4つ目ですけどいいですか。

議 長 はい、どうぞ。

9 番 府 川 すみません。三つでまとまらず、4つ目の質問で大変恐縮ですけども。先ほども申しましたようにPFIのBTO方式の民間ということの事業の中で、VFMはプラスだということだと思います。

そして、財政負担は直接的には生じないと。さらに起債は不要だということの中で、基本的には8億円近い金額をこの事業者が金融機関から借りて、そしてその後45%は国のほうから頂いて、そこの事業者が金融機関に返して、残りの55%と、先ほど言ったようなことで30年間をやっていくというようなことなんですけれども。町の抱えるリスク、当然のこと、何と云うんですか、入居者が全然なくなっちゃったよと。それでPFIの事業者が滞っちゃったよというようなことが僕は最大のリスクだと思うんですけども、そういうことがないように空き家率を考えながら運営して、30年間というお話だと思いますけども、それ以外に、町の抱えるリスクがもし想定できたらお答え願いたいと思います。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 リスクに関しましては、先ほど、府川議員もおっしゃられたように、家

賃の収入が滞るというところで、9割の収入でできるような形で今検討しております。

今回のこの選考委員会の中でも、業者からのプレゼンで、一番やはり30年間の維持管理をどうするんだという質問を各グループに投げかけました。

こちらのグループに関しましては、一つの空き家が3か月出た時点でグループを立ち上げて、優先的にそこを埋めていくようなところで、会社の中でやっていくというようなところの報告も受けておりますので、基本は9割以上入っていれば町の負担はないというような考えで問題はありません。

それ以外の部分に関しましては、現状考えられるのが、自然災害等で建物がちょっと、非常に何かが起こった、またあそこは浸水想定区域というところになっております。今回の事業に関しましては、土をある程度盛った中で建物もさらに高くした中でやっていくようなのはありますけども、そういう自然災害的なものがあった場合には、基本的には家賃と別で大規模修繕という部分では積立てをしていくような予定はありますけども、考えられるのはその部分なのかなというふうに認識しております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第40号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第40号は原案どおり、可決されました。

日程第6、松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長から説明させます。

事務局長。

事 務 局 長 それでは、松田町外三ヶ町組合の議会議員の選挙について御説明申し上げます。

本選挙につきましては、松田町外三ヶ町組合長から、令和3年4月20日付

で組合議会議員の中戸川治平様が一身上の都合により令和3年4月30日をもって辞職されたことに伴い、松田町外三ヶ町組合同規約第5条第4項の規定により、選挙を行い後任者の選出することの依頼がありました。このため、山北町選出の組合議会議員の1名の選挙を行うものでございます。任期につきましては、令和3年6月14日から令和6年3月31日までとなります。

なお、本件は先例に倣い地元の向原連合自治会から推薦候補者を選出していただいております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙について、山北町選出の松田町外三ヶ町組合議会議員、中戸川治平氏が辞職したため同組合同規約第5条第4項の規定により、次のとおり選挙する。

1、任期、令和3年6月14日～令和6年3月31日。

山北町選出の組合議会議員の推薦候補者、氏名、高杉茂。

住所、山北町向原848番地の1。

生年月日、昭和25年7月12日。

職業、農業。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議長が指名することに決定いたしました。

松田町外三ヶ町組合議会議員には、地元連合自治会長の推薦する候補者の高杉茂さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました方を松田町外三ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、ただいま指名をいたしました高杉茂さんが、松田町外三ヶ町組合議会議員に当選をされました。

次に、日程第7、報告第5号 令和2年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第5号 令和2年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出、山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 それでは、報告第5号 令和2年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

本報告案件につきましては、令和3年3月定例会の令和2年度山北町一般会計補正予算第11号の繰越明許費で全て議決をいただいているものでございますが、地方自治法の規定により本定例会で御報告するものでございます。

初めに、7款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業については、ぐみの木松原先線の河川協議に時間を要するために繰越しをしたものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、教育振興事業については、GIGAスクール事業支援業務委託料を支援員派遣に時間を要したため繰り越すものでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業1億4,844万9,000円については、令和元年度の台風19号により被災した町

道谷戸北畑線の災害復旧工事が県の河川護岸復旧工事完了後に着手となるため繰越しをしたものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第5号については終わりにします。

次に、日程第8、報告第6号 令和2年度山北町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

報告第6号 令和2年度山北町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度山北町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出、山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、報告第6号 令和2年度山北町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

本案件につきましては、令和3年3月の定例会の令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の繰越明許費で、既に議決をいただいているものでございますが、地方自治法の規定により本定例会で報告するものです。

2款事業費、1項下水道施設整備事業費、排水設備事業費を270万円繰り越したものです。これは酒匂川流域下水道の汚水処理棟などの耐震設計委託の令和3年度事業を前倒しすることにより、早期に更新できるよう繰り越したものです。

説明は以上になります。

議 長

報告ではございますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第6号については終わりにします。

日程第9、報告第7号 令和2年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第7号 令和2年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について。

令和2年度山北町土地開発公社の事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 それでは、報告第7号 令和2年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について御説明をさせていただきます。

これから御説明する事業報告及び決算報告につきましては、5月19日に開催いたしました町都市開発公社理事会において承認されたものでございます。

1ページを御覧いただきたいと思っております。

令和2年度山北町土地開発公社事業報告書について御説明申し上げます。

初めに、1の事業概要でございますが、1点目といたしまして、公社単独事業として、丸山地区住宅用地12区画を売却し、これにより全区画の売却が完了いたしました。

2点目といたしまして、公社の経営健全化を図るため、平山地区工業用地の短期借入金を償還いたしました。

3点目といたしまして、公社の資産活用事業として、国債による運用を図りました。なお、令和2年度中に満期を迎えた国債につきましては現金化いたしました。

次に、2の庶務事項でございますが、(1)の理事会議決事項につきましては、議案第1号の、令和2年度補正予算第1号から議案第10号の補正予算第7号まで10の議案について理事会で議決されました。

(2)の登記事項につきましては、土地開発公社の理事の変更登記でございまして、令和2年4月に登記を完了しております。

2ページをお願いいたします。

(3)の役員に関する事項につきましては、理事が1名就任、2名辞任となっております。役員は計12名という状況でございました。

次に、3ページをお願いいたします。

令和2年度山北町土地開発公社貸借対照表につきまして御説明申し上げます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益まで流動資産の合計は4億1,241万4,117円でございます。

次に、Ⅱの固定資産でございますが、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金まで、投資その他の資産合計及び固定資産合計は3億7,927万9,149円で、資産合計といたしましては7億9,169万3,266円でございます。

次に、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債につきましては、短期借入金と前受収益で流動負債の合計は2億5,882万4,112円でございます。

次に、Ⅱの固定負債といたしましては、預かり保証金120万でございます。負債合計は2億6,002万4,112円でございます。

次に、資産の部でございますが、Ⅰの資本金については、基本財産が100万円。

次に、Ⅱの準備金につきましては、前期繰越準備金は5億39万1,368円で当期純利益につきましては3,027万7,786円でございます。

そして、準備金合計といたしまして5億3,066万9,154円となりまして、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えまして5億3,166万9,154円となり、負債資本合計といたしましては7億9,169万3,266円でございます。

4ページをお願いいたします。

令和2年度山北町土地開発公社損益計算書について御説明申し上げます。

初めに、Ⅰの事業収益といたしまして、土地造成事業収益から補助金等収益まで、事業収益の合計は8,119万1,257円でございます。

次に、Ⅱの事業原価につきましては、土地造成事業原価が3,992万851円で、事業総利益は4,627万7,406円でございます。

次に、Ⅲの販売費及び一般管理費につきましては1,694万707円で、事業利

益といたしましては2,933万6,699円でございます。

次に、IVの事業外収益につきましては、受取利息と有価証券利息で、事業外収益の合計は148万3,423円でございます。

次に、Vの事業外費用につきましては支払利息が54万2,336円ございまして、経常利益といたしましては3,027万7,786円で、当期純利益につきましても同額でございます。

令和2年度の当期純利益につきましては、毎年収入として見込んでおります東京電力の線下補償のほかに、丸山住宅用地の分譲が完了したことなどが主な要因でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和2年度山北町土地開発公社キャッシュフロー計算書でございます。

このキャッシュフロー計算書は、これまで御説明いたしました貸借対照表損益計算書のうち、1年間の現金の収支の流れについて示したものでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、6ページ以降につきましては、これまで御説明した内容に関わる、土地開発公社経理基準要綱に基づく附属明細表でございますので、こちらについても後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、報告第7号については、報告ではありますが質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第7号を終わります。

それでは、日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合には、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第11、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長、福祉教育常任委員長から、会議規

則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長、福祉教育常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和3年第2回山北町議会定例会を閉会といたします。

それでは、11時30分より全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まりください。

(午前11時24分)